

八戸市被災者住宅再建支援制度 利子補給補助金 申請手続きの流れ

ご注意ください！

- ① 申請書類への押印は、すべて同じ印鑑をお使いください。認印で構いません。銀行の届出印でなくても構いません。
- ② 申請受付から補助金振込までにかかる時間は目安です。迅速な手続きを心がけておりますが、申請が多数重なった場合など、よりお時間をいただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

手続き① 交付申請

金銭消費貸借契約書（住宅ローン契約書）を取り交わした後に申請できます。

受付期間 令和元年5月13日(月)～令和2年2月21日(金)

必要書類（下線付きの書類は建築住宅課で配布しています。）

- ① 交付申請書（第1号様式） ←要押印
 - ② り災証明書の写し（お手元に無い場合は、住民税課で再発行してもらえます。）
 - ③ 金銭消費貸借契約書（住宅ローン契約書）の写し
 - ④ 返済予定明細書の写し
 - ⑤ 既存住宅債務の残高証明（震災前からの住宅ローンもある場合）
 - ⑥ 工事請負契約書、不動産売買契約書などの写し（土地代を含む住宅ローンの場合）
 - ⑦ 口座振替受領申出（変更届出）票 ←要押印
 - ⑧ 補助金を受け取る口座の預金通帳等の写し（口座番号と名義人が確認できる部分）
 - ⑨ 委任状（申請者以外の方が書類をお持ちになる場合） ←要押印
- ※他にも必要な書類がある場合があります。

八戸市で交付申請書類を審査の上、交付または不交付を決定し、その旨を書面（交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）または不交付決定通知書（第3号様式））で通知します。（通常、1～2週間程度かかります。）
交付決定通知書兼確定通知書がお手元に届いた場合は、手続き②に進めます。

手続き② 請求書提出

交付決定通知書兼確定通知書を受け取った後に提出できます。

必要書類（下線付きの書類は建築住宅課で配布しています。）

- ① 請求書（第4号様式） ←要押印
 - ② 新規住宅債務の返済に使っている口座の預金通帳等の写し
（第1回目の支払いが確認できる部分）
- ※他にも必要な書類がある場合があります。

以上で手続きは終了となります。
通常、請求書を受理してから2週間程度（交付申請から数えて1ヵ月程度）で指定の口座に振り込みとなります。